

改正

平成21年9月28日鋸南町規則第12号

平成24年5月1日鋸南町規則第10号

平成28年9月16日鋸南町規則第37号

鋸南町立公園の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鋸南町立公園の設置及び管理に関する条例（平成15年鋸南町条例第3号。以下「条例」という。）第14条の規定により、鋸南町立公園（以下「公園」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開設日及び開設時間)

第2条 公園の開設日及び開設時間は、別表のとおりとする。ただし、町長が必要と認めた場合は、臨時にこれを変更することができる。

(利用者の遵守義務)

第3条 公園を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工作物又は備品を汚損し、又は破壊しないこと。
- (2) 木竹を伐採し、又は、植物を採取し、若しくは損傷しないこと。
- (3) 植物その他土地の形質を変更しないこと。
- (4) 鳥獣虫類を捕獲し、又は殺傷しないこと。
- (5) 指定された場所以外の場所で野営をし、又は焚き火をしないこと。
- (6) 指定された場所以外の場所へ車両等の類を乗り入れ、又は駐車しておかないこと。
- (7) 利用した施設又は物品を現状に復すること。
- (8) 立入禁止区域に立ち入らないこと。
- (9) 秩序又は風紀を乱す行為をしないこと。

(利用の禁止)

第4条 町長は、公園の保全若しくは利用者の危険の防止のため必要があると認められるときは、区域を定めてその利用を禁止し、又は制限することができる。

2 町長は、利用者が次の各号の一に該当するに至ったときは、当該利用者に対しその利用を停止

することができる。

(1) 条例第5条第1項の規定による許可を受けないで、同項各号に掲げる行為をしたとき。

(2) 利用者が感染症患者であって、公衆衛生上害を及ぼすおそれのあるとき。

(行為の許可申請等)

第5条 条例第5条第1項の各号に掲げる行為の許可（以下「行為の許可」という。）を受けようとする者は、鋸南町立公園行為許可申請書（別記第1号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、行為の許可をしようとするときは、申請者に対し許可書（別記第2号様式）を交付するものとする。

(利用の届出)

第6条 条例第5条第2項に掲げる行為をしようとする者は、鋸南町立公園施設利用届出書（別記第3号様式）を町長に提出しなければならない。

2 前項の利用届出書は、利用する期日の2か月前は、これを受け付けないものとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときはこの限りでない。

(利用の取消し及び変更)

第7条 利用の届出をした者は、その利用を取消し、又はその内容を変更しようとするときは、直ちにその旨を町長に申し出なければならない。

(占用の許可申請等)

第8条 条例第6条の各号に掲げる占用の許可（以下「占用の許可」という。）を受けようとする者は、鋸南町立公園占用許可申請書（別記第4号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、占用の許可をしようとするときは、申請者に対し許可書（別記第5号様式）を交付するものとする。

(利用料の徴収)

第9条 利用の届出をした者は、施設の利用に際し利用料を納入しなければならない。

2 前項の規定により利用料を納入した者には、施設利用券（別記第6号様式）を交付するものとする。

3 第7条による利用の取り消し及び変更を申し出た者のうち、その原因が震災、風水害若しくはこれに類する災害及び荒天等によるもので、使用の許可を受けた者の責に帰することのできない理由により使用が不能となった場合については、納入した利用料の全部又は一部の返還を求めることができる。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月28日鋸南町規則第12号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月1日鋸南町規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年9月16日鋸南町規則第37号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

施設名	開設日	開設時間
佐久間ダムキャン プ場	5月1日から11月30日まで	終日
その他の施設	通年	終日

別記第1号様式（第5条第1項関係）

鋸南町立公園行為許可申請書

年 月 日

鋸南町長 様

申請者 住所

氏名

(団体名及び代表者名)

鋸南町立公園の設置及び管理に関する施行規則第5条第1項の規定により、次の行為の許可を申請します。

行為の位置 又は施設	
行為の種類	
行為の期間	
行為者の氏名 及び住所	
備考	

別記第2号様式（第5条第2項関係）

No. _____

許 可 書

行 為 の 位 置 又 は 施 設	
行 為 の 種 類	
行 為 の 期 間	
行 為 者 の 氏 名 及 び 住 所	
許 可 の 条 件	

年 月 日

鋸南町長

印

別記第3号様式（第6条第1項関係）

鋸南町立公園施設利用届出書

年 月 日

鋸南町長 様

申請者 住所

氏名

(団体名及び代表者名)

鋸南町立公園の設置及び管理に関する施行規則第6条第1項の規定により、次の行為を届出ます。

行為の位置 又は施設	
行為の種類	
行為の期間	
行為者の氏名 及び住所	
備考	

別記第4号様式 (第8条第1項関係)

鋸南町立公園占有許可申請書

年 月 日

鋸南町長 様

申請者 住所
氏名

(団体名及び代表者名)

鋸南町立公園の設置及び管理に関する施行規則第8条第1項の規定により、次の占有の許可を申請します。

占有の位置 又は施設	
占有の種類	
占有の期間	
占有者の氏名 及び住所	
備考	

別記第5号様式 (第8条第2項関係)

許 可 書

占 用 の 位 置 又 は 施 設	
占 用 の 種 類	
占 用 の 期 間	
占 用 者 の 氏 名 及 び 住 所	
許 可 の 条 件	

年 月 日

鋸南町長

印

利 用 者 名 簿

番号	氏 名	年齢	性別	住 所	備 考

別記第6号様式 (第9条第2項関係)

No. _____

施 設 利 用 券

施 設 名 ()

利 用 時 間 年 月 日 時 分から

年 月 日 時 分まで

利 用 者
(団体名)

利 用 人 員 名

利 用 料 円

注意事項

- 1 本券は施設を利用するとき必ず係員に提示して下さい。
- 2 鋸南町立公園の設置及び管理に関する施行規則又は係員の指示に従わない場合は、利用を取消すことがあります。

鋸南町立公園